

2008年7月10日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

一般市道及び踏切道の基本計画の策定に関することに係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収
集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理につい
て(答申)

2008年6月24日付けで諮問(第333号)された一般市道及び踏切道の基
本計画の策定に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び
本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理に
ついて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 背景

(ア) 自転車利用に関する法改正

道路交通法の改正で、歩道内の自転車通行可能要件が明確化され、車道又は交通の状況から見てやむを得ない場合、歩道内通行が可能となった。

(イ) 減らない自転車事故

藤沢市内の自転車関連事故の状況は、平成13年が760件であるのに対し、平成19年が673件、約10%の減少となるが、過去、平成10年時には646件という統計データもあり、減少傾向にあるとはいえない。

また、高齢者の自転車関連事故をみると、平成10年に354件であったものが、その後10年間一貫して増加しており、平成19年では544件となっている。

全国では、歩行者対自転車の事故が10年間で4.8倍にも増えているとの国土交通省の統計データもある。

(ウ) 自転車利用を前提とした道路整備

昭和30年代から本格的に始まった、藤沢市内の都市計画道路網整備は歩行者と車両の分離を前提として進めてきており、車両に分類される自転車の走行位置は車道を原則としてきた。昭和40年代中頃の交通戦争と称された交通事故多発の時代からは、次第に広幅員道路で自転車も車道から分離する方策がとられ、自転車歩行者道として自転車と歩行者が歩道内で共存することとなった。

近年この自転車を取り巻く状況は、車道内では交通事故の被害者、歩道内では歩行者と接触して加害者となるなど、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識を向上するさらなる取り組みや、自転車の安全な走行環境の整備が急務となっている。

以上のことから、歩道内における歩行者安全確保の観点から自転車走行の環境整備を進める必要がある。

イ 今後の取り組み

(ア) 平成20年度～ 自転車利用実態調査

平成20年度に藤沢市内の自転車利用の実態調査を行い、整備が必要な鉄道駅や市街地への自転車利用経路を抽出する。

a 検討エリア

地形上平坦で、藤沢駅北口・辻堂駅北口周辺にアクセスする自転車の交通量が多いであろう、主要地方道藤沢厚木線（伊勢原藤沢線）、国道467号、JR東日本線路敷、辻堂駅遠藤線に囲まれたエリアをモデル地区として設定。面積約350ha。

- b 主な内容等
 - (a) 交通量調査（自動車類，歩行者類）
 - (b) アンケート調査
 - (c) ビデオ撮影（●今回の諮問事項）
 - (d) 課題点の整理（関係法令条件等の整理）
 - (e) 自転車走行環境整備路線の抽出

(イ) 平成21年度～ 計画策定事業

自転車利用実態調査の結果を踏まえ、地元住民、公安委員会等とのパートナーシップにより、限られた道路空間で自動車，自転車，歩行者の幅員の割り当てを再構築した計画づくりを進める。さらに、道路の利用実態や交通事故状況，道路のライフサイクルの評価などを総合的に勘案し，優先順位を付けて基本計画と一部整備実施計画を策定する。

(ウ) 平成22年度～ 工事实施

実施計画に基づき，工事の実施を図る。

路線の優先順位，事業内容別に工事年度を設定。

以上のとおり，歩道内における歩行者安全確保の観点から自転車が安全に走行できる環境整備を進めるにあたり，ビデオ撮影により，自転車の利用実態を把握し地域住民への説明資料として活用することから条例第10条第4項及び第5項の本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに条例第18条のコンピュータ処理について諮問するものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性

道路交通法の改正で，歩道内の自転車通行可能要件が明確化され，車道又は交通の状況から見てやむを得ない場合，歩道内通行が可能となった。前述したとおり，歩道内における歩行者安全確保の観点から自転車走行の環境整備を進める必要があるため，ビデオ撮影により歩道や車道における自転車の走行位置や障害物による影響などを映像で記録し自転車走行の特性を分析するとともに，映像記録を編集し地域住民への説明資料として活用するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

画像データ

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集することは，ビデオ撮影のため，道路内に不特定多数の者が通過することにより，人物を特定することが事実上困難であることから本人通知を省略する。また，撮影後も，本人の特定が困難となる為，本人通

知を省略するものである。なお、ビデオ撮影時は、貼り紙にて「自転車交通量実態調査 撮影中」等の告知をする。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性について

ビデオ撮影した映像は、地域住民との説明資料に活用するため、必要箇所の切り出しやテロップ入れ等の編集作業の際に、ビデオテープをパソコンに取り込んで個人が特定できないように画像処理する必要があることからコンピュータ処理が必要不可欠となる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

ビデオカメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

マスターテープは、パソコンにデータを取り込んだ後、廃棄し、取り込む以外の複製は行わないものとする。編集後の元データは、データを完全に消去することとする。また、ビデオ撮影の管理画像データは、人物の顔・服装や車両のナンバープレートなど、個人を特定できないような画像処理を施す。

なお、本業務の実施にあたっては、専門業者に委託する必要があることから、条例を遵守させるように管理監督する。

(5) 実施時期

本人以外のものから収集及びその本人への収集に伴う通知の省略について

ア ビデオ撮影

平成20年7月中旬頃（晴天時の1時間程度）

調査対象路線について2ヶ所

イ 編集及び加工

平成20年8月中旬頃

(6) 提出資料

ア 「個人情報取扱事務届出書」（案）

イ 平成20年度 自転車走行環境調査資料図

ウ 事業実施の整備イメージ図

エ 記録媒体使用機種

オ 業務委託契約書（写し）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

道路交通法の改正で、歩道内の自転車通行可能要件が明確化され、車道又は

交通の状況から見てやむを得ない場合、歩道内通行が可能となった。歩道内における歩行者安全確保の観点から自転車走行の環境整備を進める必要があるため、ビデオ撮影により歩道や車道における自転車の走行位置や障害物による影響などを映像で記録し自転車走行の特性を分析するとともに、映像記録を編集し地域住民への説明資料として活用する必要がある。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集する必要があると認められる。

(2) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

本件諮問に係るビデオ撮影については、不特定多数の者が通過する公道を撮影するものであり、歩行者、車両とも通行した者を特定することが事実上困難である。また、撮影後であっても、本人の特定が困難であることは変わりはない。したがって、本人以外のものから収集することに伴う本人通知をすることは、事実上不可能に近い。

なお、実施機関では、ビデオ撮影時は、貼り紙にて「自転車交通量実態調査撮影中」等の告知をすることとしている。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

ただし、通行人、特に歩行者の自己情報コントロール権を保障する必要から、撮影された情報がどのように利用、管理されるのかまで記載すること及び当該道路を通行する者が撮影後に初めて告知を見るところのないように告知の設置箇所を少なくとも2箇所以上とすることを条件とするものである。

(3) コンピュータ処理をする必要性について

ア コンピュータ処理する必要性について

ビデオ撮影した映像は、地域住民との説明資料に活用するため、必要箇所の切り出しやテロップ入れ等の編集作業の際に、ビデオテープをパソコンに取り込んで個人が特定できないように画像処理する必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

マスターテープは、パソコンにデータを取り込んだ後、廃棄し、取り込む以外の複製は行わないものとする。編集後の元データは、データを完全に消去することとする。また、ビデオ撮影の管理画像データは、人物の顔・服装や車両のナンバープレートなど、個人を特定できないような画像処理を施す。

なお、本業務の実施にあたっては、専門業者に委託する必要があることか

ら，条例を遵守させるように管理監督する。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上